

「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の改訂に係るパブリックコメントの実施結果について

1. 計画策定の背景と目的

鳥取県東部広域行政管理組合と構成市町（1市4町）は、鳥取県東部圏域の良好な水環境を維持していくため、平成28年に令和12年度を目標年度とする「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定し、基本理念である「生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ」の実現に向け、計画的に各種施策に取り組んできました。

この度、同計画の策定より6ヶ年が経過するにあたり、生活排水処理の現状や課題等を踏まえ、圏域住民・事業者・行政が一体となり、今後も引き続き、計画的な生活排水処理を推進するため、「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定（改訂）します。

2. 意見の募集期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月11日（火）まで

3. 提出のあった意見 2件：14項目（2団体）

(1) 意見1

① 意見の概要

生活排水の処理に関する法令で住民、事業者、行政の義務等が定められていますが、これら関係者の認識が不十分な点がみられ、下水道等への接続、合併処理浄化槽の設置等が進まず、法定検査等の実施率が低い状況で、排出される水質が基準を満たさない施設もあります。

特に浄化槽の維持管理は、浄化槽法で管理義務が定められ、この法律に基づく知事権限が委譲等された鳥取県東部の1市4町は、浄化槽に係る必要な助言、指導又は勧告、さらに勧告に係る措置命令を発することができますが、今日までこれらの指導等が不十分な状況だと思われます。そのため、この法律の内容を住民、事業者、行政が再認識していただくことが必要と考えます。

また、生活排水処理率は年々高くなっていますが、これは計画区域内の総人口の減少率よりも生活排水未処理人口の減少率が高いことが要因で生活排水処理率が高くなっているものと推察され、住民、事業者、行政それぞれの立場で水環境の維持保全の取り組みが進められる必要があると考えます。

② 意見の内容とその見解

番号	意見の内容	意見に対する見解	案の修正
1	<p>第3章の2の方針1 [p.19]</p> <p>(1)2行目「処理に協力します。」を「処理に努めます。」に改める。</p> <p>(2)3行目「指導を行っていきます。」を「指導を行うとともに下水道等の整備を促進します。」に改める。</p>	<p>(1)住民・事業者の役割（取り組み）につきましては、具体的内容等を踏まえ原案どおりさせていただきたいと考えます。</p> <p>(2)下水道等の整備に関しましては、市町独自の整備計画等に基づき順次取組みを進めており、現行の課題等を鑑み原案どおりとさせていただきたいと考えます。</p>	<p>無</p> <p>無</p>
2	<p>第3章の2の方針2 [p.19]</p> <p>(1)2行目「合併処理浄化槽の整備を推進します。」を「合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への切替を促進します。」に改める。</p> <p>(2)4行目「法定検査を実施するよう、啓発していきます。」を「法定検査に係る浄化槽法の規定を啓発するとともに必要な助言、指導又は勧告を行います。」に改める。</p>	<p>(1)ご意見を踏まえ、「整備を推進します。」を「設置を促進します。」に修正します。</p> <p>(2)ご意見を踏まえ、「啓発していきます。」を「啓発等を行っていきます。」に修正します。</p>	<p>有</p> <p>有</p>
3	<p>第4章の2の1)について [p.21]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目「設置等に協力します。」を「設置等に努めます。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、左記のとおり修正します。 	<p>有</p>

4	第4章の2の1)の(2)の①について [p. 21] <ul style="list-style-type: none"> 1行目「接続に協力する。」を「接続に努める。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、左記のとおり修正します。 	有
5	第4章の2の1)の(2)の②について [p. 21] <ul style="list-style-type: none"> 1行目「浄化槽の設置に協力する」を「浄化槽の新設や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への切換に努める。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、「協力する」を「努める」に修正します。 	有
6	第4章の2の3)について [p. 22] <ul style="list-style-type: none"> 1行目「啓発等を行います。」を「啓発を行うとともに必要な助言、指導又は勧告を行います。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の内容も含まれるものとして、原案どおりとさせていただきます。 	無
7	第4章の2の3)の(1)の①について [p. 22] <ul style="list-style-type: none"> 2行目「下水道接続の推進」を「下水道等への接続の推進」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、左記のとおり修正します。 	有
8	第4章の2の3)の(1)の②について [p. 22] <ul style="list-style-type: none"> 1行目「正しい下水道の利用啓発」を「下水道等へ流してはならないものがあること等の啓発」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の内容も含まれるものとして、原案どおりとさせていただきます。 	無

9	<p>第4章の2の3)の(1)の③について [p. 22]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目「法定検査等の個別通知、」を「浄化槽の法定検査、保守点検、清掃の実施について必要な助言、指導又は勧告を個別に通知、」に「合併浄化槽設置への」を「合併処理浄化槽の新設や単独処理浄化槽の切換への」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の内容も含まれるものとして、原案どおりとさせていただきます。 	無
10	<p>第4章の2の3)の(1)の④の次 [p. 22]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「⑤合併浄化槽等の法定検査、保守点検、清掃の実施率の向上を図るため、行政と法定検査等を実施する団体との協議会設置の検討」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 	無
11	<p>第4章の2の3)の(2)の②の次 [p. 22]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「③下水道法に規定する特定事業場以外の事業場における排水基準の設定について検討」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 	無
12	<p>第4章の3の3) [p. 29]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目「個別通知を行うことで啓発していきます。」を「必要な助言、指導又は勧告の個別通知等を行うことで啓発していきます。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の内容も含まれるものとして、原案どおりとさせていただきます。 	無

13	<p>(1) 第3章の2の方針3 [p. 22]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3行目「また、処理施設の広域化・共同化について、検討を進めます。」を加える。 <p>(2) 第4章の2の3)の(4)の次</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(5) 処理施設の広域化・共同化 処理施設の広域化・共同化について検討し、関係事業者と協議を行い計画を策定」を追加 	<p>(1)し尿処理施設は従前より広域化が図られており、下水道等その他処理施設に関しましても、各市町において統廃合への取組み等が進められているところです。 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(2)貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p> <p>無</p>
----	--	--	-------------------

(2) 意見2

① 意見の概要

廃棄物処理法においてし尿等の適正処理の最終責任は市町村にあるとされており、市町村はこれに基づき、適正処理が行える関係事業者に許可証を交付して収集運搬を行わせ、し尿等の処理を行っていますが、将来の変動を見据えた場合は、処理量減少の問題であり、関係事業者にとっては、事業の継続等に影響を及ぼす重大要因と考えております。そのため、一方的な指導等を行い、収集運搬体制を維持・効率化を図られることには賛同できません。

② 意見の内容とその見解

番号	意見の内容	意見に対する見解	案の修正
1	<p>第5章の3の1)の(3) [p. 34]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の変動を見据えて業者指導等を行い、収集運搬体制の維持・効率化を図ります。」を「将来の変動を見据えて関係事業者と協議を行い、適正処理体制を確保します。」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「将来の変動を見据えて業者指導等を行い」を「将来の変動を見据えつつ」に修正します。 ・「関係事業者との協議と適正処理体制の確保」については、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 	<p>有</p>